

廃棄物処理制度小委員会（第3回）における委員御意見に対する回答

No.	項目	発言者	発言内容	回答（事務局）
1	災害廃棄物処理計画の制度化の方向性	高野委員	災害廃棄物処理計画の策定や充実等を図ることは大変重要であり、災害廃棄物処理計画の義務化を含めた制度的対応を行う意義は非常に大きい。	平成27年廃棄物処理法改正の際に、都道府県の災害廃棄物処理計画を法定化。都道府県に義務づけられている「廃棄物処理計画」の中で、非常災害時に取り組むべき施策を盛り込むことが規定された。 今回も同様に、市町村に義務づけられている「一般廃棄物処理計画」の中で、非常災害時に取り組むべき施策を盛り込むことを想定している。
2	災害廃棄物処理計画の位置づけ、災害対応における役割分担	勢一委員	環境省の人材バンクや県のバックアップなどの市町村への支援については、都道府県や国の計画で担保すべきではないか。何をどの計画で担保するのか、丁寧な議論が必要。特に、都道府県が市町村の廃棄物処理体制を代替することは体制的に困難であり、例えば市町村レベルの広域連携の枠組みや連携中枢都市圏を活用するなどして、広域処理計画を策定して担保するほうが効果的ではないか。災害は市町村の区域を越えて発生するので、流域や地理的なつながりがあるところで一体的・広域的に受援体制を構築することは欠かせない。	平時の一般廃棄物処理体制を前提として、災害時には被災自治体の体制・処理能力を超える範囲を広域処理等で支援することから、平時の対策の延長線上で、災害廃棄物対策を行うことが重要である。 市町村、都道府県、国（環境省：地方環境事務所、本省）の計画の仕切りについて、市町村、都道府県、地方環境事務所（地域ブロック協議会）、国（環境省本省）が以下のとおり重層的に計画を策定し、それが連動するように取り組むことが重要である。 【市町村（災害廃棄物処理の実施主体）】 災害廃棄物処理方法の検討。市町村内で対応が困難な場合の支援・受援の具体化。 【都道府県】 管内市町村のみで対応が困難な場合に、市町村からの事務委託も含め、管内市町村への支援を具体化。管内市町村で対応が困難な場合の支援・受援の具体化。 【地方環境事務所（地域ブロック協議会）】 都道府県で対応が困難な場合に、地方環境事務所が中心となって運営する地域ブロック協議会において策定する「大規模災害発生時に備えた災害廃棄物対策行動計画」において、地域ブロック内の広域連携体制を具体化。 【国】 廃棄物処理法第5条の2に定める「廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定め、地域ブロックを超えた広域的な連携体制を具体化。また、地方公共団体、民間事業者及び専門家等の関係者の協力・連携体制として、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）や災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を整備。
3		村上委員	都道府県と市町村の災害廃棄物処理計画の仕切りについて、ケース・バイ・ケースであり難しい問題ではあるが、更なる検討が必要。	
4		奥委員	一般廃棄物処理計画は平時の廃棄物処理を想定している一方で、災害廃棄物処理計画は一基礎自治体では対応が難しい災害時の対応に関わるものであり、計画を一本化することは難しい場合が多いのではないか。災害廃棄物処理計画は、できるだけ広域的に都道府県レベルの計画の中に、市町村に関わる部分もしっかり盛り込んでいただく、もしくは複数の基礎自治体で共同策定する形を可能にするなど、一行政区域にとらわれない広域的な対応について定めるものとして、位置づけることが必要。	災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、一部事務組合等、複数の市町村が1つの処理計画を策定することも可能である。今年度より都道府県が主導しながら、中小規模市町村が災害廃棄物処理計画を策定するモデル事業を実施予定。複数市町村が共同処理計画を策定することも含め、モデル事業を通して、効果的・効率的な災害廃棄物処理計画の策定について、都道府県と連携しながら支援する。
5	災害廃棄物処理計画の実効性の確保	木村委員	災害廃棄物処理計画の実効性の確保について、実際の災害対応における教訓が他の自治体へ横展開されるよう環境省から発信いただきたい。また策定した計画が災害時に機能するよう図っていただきたい。	災害廃棄物処理計画を有効に機能させるためには、処理計画の改定に加え、研修・訓練が重要。基礎データのアップデートも含め、専門支援機能の平時のミッションとして位置づけ、支援していくことを考えている。

No.	項目	発言者	発言内容	回答（事務局）
6	災害支援協定の制度化の方向性	高野委員	発災地域の事業者に過度な負担がかかることのないよう、関係者間でコミュニケーションを十分に取しながら、地域ごとの異なる特徴、直面する課題への対応、取り組む自治体や事業者の実態を十分に把握した上で進める必要がある。現時点では義務化を前提とせず、制度的な対応について検討することが適切ではないかと思う。	災害支援協定の制度化の方向性として、災害支援協定の締結・活用を促進する観点から、一般廃棄物処理計画に基づく災害支援協定の締結を自治体（都道府県・市町村）の努力義務とすることを考えている。 また、災害支援協定に基づき当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合に、一般廃棄物処理の委託基準（再委託）を合理化する災害時特例措置の整備を行うことを想定している。 都道府県は各都道府県の事業者団体と協定を締結することで、管内の市町村を速やかに支援することが可能。同様に、全国レベル、地域レベルでも協定を活用することで、都道府県の取組を支援することとし、処理計画同様、重層的に取り組んでいくことが重要である。 発災時に速やかに協定を発動するため、事前の準備として災害廃棄物処理計画において災害支援協定をしっかりと定めていただくことで、発災時に活用いただきたいとの趣旨である。協定の柔軟な活用が行われるよう、その点は十分配慮しながら、災害支援協定の締結・充実及び実効性向上を図るべく、地域間協調ワーキンググループにおいて、災害支援協定に盛り込むべき事項など、協定締結に向けた検討事項（締結先、締結内容等）の整理や発災後の発動条件・手続等の整理・標準化に関する検討を行う。
7		木村委員	協定を結んだ区域の距離が近過ぎるとどちらも被災する可能性があり、一方で遠過ぎると運搬に差し支えが出る可能性がある。具体的にどのような制度設計を想定しているのか、検討スケジュールと併せて、現段階でイメージとしてお示しいただけるものがあれば、お願いしたい。	
8		曾根川委員	市町村レベル、都道府県レベルなど、協定といっても様々なレベルがあると思うので、それぞれの役割を整理していただきたい。協定を結ぶこと自体がお互いに事務的な負担にならないようお願いしたい。	
9		奥委員	災害廃棄物処理にとどまらず、多様な支援の内容が災害支援協定の中には盛り込まれている。よって、災害廃棄物処理計画の中に災害支援協定を押し込める形にならないよう、協定の活用を図っていく必要がある。災害廃棄物処理計画に基づく災害支援協定の制度化とあるが、協定の方が（災害廃棄物処理に限らず）かなり広範囲にわたるので、制度化とはどういうことを想定されているのか、もう少し具体的にお答えいただきたい。	
10		協定締結に向けた事前準備	三井委員	
11	協定の締結先	室石委員	発災初期は特に、民間事業者が自らの負担で対応しなければならないという現実がある。支援協定締結先として地方銀行などを加えていただき、平時から資金面についても準備いただけるとよい。	
12	専門支援機能の具体的な体制等	勢一委員	相互調整役は非常に重要だが、具体的なイメージが掴めていない。新しい組織をどこか（環境省等）に置くのか、置いた場合、平時は何をするのか、議論されているなら教えていただきたい。	専門支援機能の具体的なイメージについて、平時には、災害廃棄物処理計画の策定や研修・訓練など自治体の災害廃棄物対策を支援することを想定している。発災時には、公費解体（申請受付～解体工事）から災害廃棄物処理に至る各種手続・調整の工程等が多く、業務を担う関係事業者が多岐かつ非常に多いことから、これらに関連する契約事務を含めて、被災自治体を支援することが必要と考えている。また、D. Waste-Net 支援団体及び人材バンク支援員といった人的支援について、受援側（被災自治体）のニーズを把握した上で、臨機応変なマッチング・派遣調整を担うことが求められる。 他事例としては、TEC-FORCE（国交省）、DMAT（厚労省）などあるが、災害廃棄物は、廃棄物処理施設の復旧から、片付けごみの処理、公費解体などが一連の流れで進むことから、そうした災害廃棄物処理の特性を理解しながら、どのような組織体制を構築すべきか、今後の災害廃棄物対策推進検討会での議論を通して、具体化していく。
13		大橋委員	専門支援制度の具体的なイメージが分からない。廃棄物分野だけではなく、他の分野の成功事例や機能している事例、その事例の課題などがあれば知りたい。	
14		浅利委員	防災庁の創設に関する議論との関係や、国交省やアメリカのFEMA（連邦緊急事態管理庁）等、他の制度化や組織化の事例もあるかと思う。他事例も勉強しながら議論したい。	
15		木村委員	各自治体が人材を確保するというよりは、都道府県や地方環境事務所など一定のエリアで専門人材を配置し、自治体の人員不足、知識不足の課題に対して伴走型の支援を行いながら、地域内の知見の蓄積を図っていただく仕組みを提案したい。	

No.	項目	発言者	発言内容	回答（事務局）
16		曾根川委員	支援に入る側としても、こうした調整役の存在があることで、どこで何をすればよいか明確になり、より一層効率的に支援ができる。かえって指揮命令系統が混乱することがないように、専門支援機能の役割をあらかじめ明確にしていきたい。	→専門支援機能の具体的なイメージについては、 資料5 4. 専門支援機能の役割、具備要件について 参照 →専門支援機能の他事例については、 参考資料3 2. 専門支援機能に係る他事例 参照
17	専門支援機能と既存の制度との役割整理	織委員	受援体制の充実は重要と考えており、地域ブロック協議会の活動はネットワークづくりなど様々な場面で機能していると実感している。既に機能しているものについては、きちんと評価して入れ込んでほしい。	これまで地域ブロック協議会では、被災自治体における災害対応の経験や災害廃棄物対策における優良事例の横展開等を通して、各自治体の災害廃棄物対応力の向上に貢献してきた。専門支援機能の導入にあたっては、これまで機能してきた取組を活かしつつ、更なる災害廃棄物体制の強化に向けて、専門支援機能と各関係者（市町村、都道府県、地域ブロック協議会）の役割分担について、災害廃棄物対策推進検討会において更なる具体化の検討を行う。
18	専門支援機能の平時の体制	村上委員	専門支援機能は非常に重要であり賛成だが、専門支援機能が平時の取組として、例えば基盤的なデータの更新等、平時にも使える取組が行われるとよい。また、データを使いこなせる人が専門支援機能に入っただけだとよい。災害時のみの機能とするとアップデートできないこともあり得るので、平時と発災時を繋ぐような検討が望ましい。	委員ご指摘の件について、自治体の廃棄物処理に関する基礎データの整理（廃棄物処理体制、処理施設の各種情報等）は重要であり、専門支援機能の平時の取組の具体化を行う中で、検討を深めていく。
19	最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保	室石委員	最終処分場は整備に時間がかかるが、災害廃棄物受入により容量がすぐに埋まり、通常業務に支障を来す恐れがある。災害廃棄物の受入を行う処分場に関し、処分場の設置を可能とする制度的支援、あるいは、容量拡張の際の変更手続の簡素化など、支援策が必要。	最終処分場での災害廃棄物受入にあたっては、インセンティブも含めて具体化していく。
20	その他	高野委員	取り組むべき事項が多く、優先的に取り組むべきことを明確化するという作業が重要。	まずは、やるべきことをカテゴライズして整理したが、実際の取組にあたっては、都道府県、市町村、民間団体等、主体別に示すとともに、優先順位をつけて取り組んでいく。
21		織委員	（本検討の前提である）巨大地震が何を指しているのか不明確。想定する被害規模は、廃棄物の発生量だけの問題ではなく、今まで想定していたものとは異なる災害が含まれるときに、どこまで想定し、どんなことをやっていくのか。	巨大地震とは、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝型地震を指し、これらは最大数千万～億トンの災害廃棄物発生量が想定され、全国的な広域処理・支援が必要。一方で、熊本地震(311万トン)、能登半島地震(推計約400万トン)は被災地周辺地域で広域処理を実施。中小規模の災害であっても災害廃棄物の発生フローは同様であり、取り組むべき事項も共通性がある。ただし、広域処理・支援の必要性は災害規模により異なることから、特に巨大地震に関し、広域処理の必要規模等の深掘りをしていく必要があり、そのシミュレーションを災害廃棄物推進検討会で行っている。
22		寺園委員	アスベスト対策を怠れば行政職員やボランティアの二次災害の発生が懸念される非常に重要な問題。具体的な議論が必要。	環境省では従前より、アスベスト対策に係わるマニュアル等を作成・周知しているが、能登地震での対応状況等も踏まえ、関係課室と調整しながら具体的な対応を進めていく。
23		大塚座長	アスベストについては、建物の解体との関係で大気汚染防止法の改正を複数回行っており、そちらとの関係も整理いただきたい。	平成7年の阪神・淡路大震災において、建築物の解体等の現場周辺で石綿の飛散が問題になったこと等を踏まえ、平成8年の改正で、吹付け石綿が使用された建築物の解体等の作業について、届出と作業基準の遵守等が義務付けられた。平成17年には、大気環境中への石綿の飛散に伴う健康被害に関する社会的懸念が高まったことを踏まえ、規制対象に石綿を含有する断熱材等が追加されたほか、建築物の規模要件の撤廃等の改正が行われた。さらに、平成18年の改正では、建築物以外の工作物（工場のプラント等）の解体作業等も規制対象とされた。

No.	項目	発言者	発言内容	回答（事務局）
				その後も、建築物等の解体現場等から石綿が飛散する事例が確認されたこと等から、平成25年の改正で、届出義務者が工事の施工者から発注者に変更されたほか、石綿の事前調査の実施の義務付け等がなされた。 また、従来は規制対象ではなかった石綿含有建材（いわゆるレベル3建材）についても、不適切な除去作業を行うと石綿が飛散するおそれがあることが判明したこと等から、令和2年には、規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されたほか、事前調査の方法を定める等の改正が行われた。
24		勢一委員	受援体制は、廃棄物処理だけでなく災害対応の中で議論される事項であり、災害対策基本法による地域防災計画と一体的に策定するなど、地域によって体制が異なることを踏まえ、災害との連携を考えないと現場では機能しないと懸念している。	自治体の発災後の職員体制や、避難所情報等、地域防災計画や業務継続計画などの防災関連計画等と災害廃棄物処理計画の整合を図ることは重要である。委員ご指摘の件は、「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」において、取り組むべき事項として列挙しており、引き続き災害廃棄物対策推進検討会で議論していく。
25		浅利委員	東日本大震災以降、廃棄物学会と環境省が連携し、海外に、日本の事例や制度を周知する取組を継続し、人脈を培ってきた。	有識者の皆様のご協力をいただきながら、日本における災害廃棄物に関する取組について、海外に向けた情報周知を引き続き行っていく。
26		織委員	海外に日本の知見を入れていくことは非常に重要。仮置場の作り方、分別方法など、自治体レベルで細かく対応していることは、誇れることであり、ぜひそういったところも入れ込んでほしい。	
27		室石委員	現場での解体に関して、私的財産の制限や持ち主不詳、権利者関係など、現場で解体が進まない大きな要因について別途議論されるとのことだが、ぜひ前向きな議論をお願いしたい。	所有権は憲法で認められた国民の権利であり、大規模な災害であっても慎重な検討・配慮が必要であることから、別途本件に関する専門的知見を有する有識者において検討を進めていく。
28		織委員	住民視点が抜けている。仮置場に搬入される前の分別が重要であるが、その際、どれくらい住民の協力を得られるかがポイント。住民にも十分理解いただくことが、制度を運用していく上では不可欠。	被災者の立場に立った取組が必要と理解。ご指摘の分別についても重要であり、市町村が住民に周知するためのチラシ様式や事例も含めてしっかり周知していく。
29		織委員	リスクツリー的な考え方を入れるべき。計画通りにいかない場合、どう対応するのかといった考え方の訓練をしておかなければならない。計画を作る上でリスクの考え方をしておくことが必要。	災害廃棄物処理計画等の内容に基づき、職員への研修や訓練（図上訓練、実地訓練）を実施することが有効であり、地域間協調ワーキンググループにおいて検討を行うほか、専門支援機能の役割として自治体をフォローアップしていく。
30		三井委員	ボランティアの存在は災害対応において非常に重要。ボランティア団体の存在をどう考えていくか、今回の検討に組み込まれているのか。	災害廃棄物対策推進検討会におけるとりまとめにおいて、ボランティア団体との連携を盛り込んでいる。発災時に、より効率的・効果的に現場が動くために、平時の備えをどうすべきか、社会福祉協議会、内閣府防災と連携しながら対応していく。
31		三井委員	D. Waste-Netのメンバーにおいて、発災時の対応が体系的に整理され、事前の準備がなされているのか。それを環境省は把握しているのか。発災時には速やかに現場から廃棄物を撤去することで、住民のストレスや不安を速やかに現場から撤去することが重要。	令和7年3月に災害廃棄物対策推進検討会でとりまとめた報告書において、「D. Waste-Netの体制・機能拡充、平時の連携強化（派遣時期・条件等の整理、研修等を通じた標準化・支援力向上等）」を盛り込んでおり、地域間協調ワーキンググループにおいて具体的な検討を進めていく。